

# ★8月のお知らせ★

事業主の  
みなさまへ

令和2年8月1日以降の離職者より  
失業給付等の受給資格を得るために必要な

「被保険者期間」の算定方法が変わります。

失業給付の支給を受けるには、離職をした日以前の2年間に、「被保険者期間」が通算して12か月以上あることが必要です。この「被保険者期間」の算入方法が改正される  
令和2年8月1日以降は、以下のように変更となります。

改正前

離職日から1か月ごとに区切っていた期間に、  
賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月を1か月と計算

改正後

離職日から1か月ごとに区切っていた期間に、賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月、または、賃金支払の基礎となった労働時間数が80時間以上ある月を1か月として計算

## 賃金台帳などの記録の保存期間の延長

事業主が保存すべき賃金台帳等の保管期間が5年に延長となり、当分の間はその期間は3年となります。対象となる書類は以下のとおりです。

- ①労働者名簿
- ②賃金台帳
- ③雇入に関する書類…雇入決定関係書類、契約書、労働条件通知書、履歴書など
- ④解雇に関する書類…解雇決定関係書類、予告手当または退職手当の領収書など
- ⑤災害補償に関する書類…診断書、補償の支払、領収関係書類など
- ⑥賃金に関する書類…賃金決定関係書類、昇給減給関係書類など
- ⑦その他の労働関係に関する重要な書類…出勤簿、タイムカードなどの記録、労使協定の協定書、各種許認可書、始業・終業時刻などの労働時間の記録に関する書類、退職関係書類など
- ⑧労働基準法施行規則・労働時間等設定改善法施行規則で保存期間が定められている記録

★令和2年8月の営業土曜日は  
以下のとおりです。

1日(土)	営業(労務)
8日(土)	休
15日(土)	休
22日(土)	営業(労務)
29日(土)	休

★ご質問、ご相談等はこちらまで…  
トキワビジネス協同組合  
埼玉社会保険労務事務所  
寺山社会保険労務士事務所

TEL : 048 - 571 - 2231  
FAX : 048 - 570 - 1929  
URL : <http://www.terazei.com/>



夏期休業日 令和2年8月13日(木)～8月16日(日)